

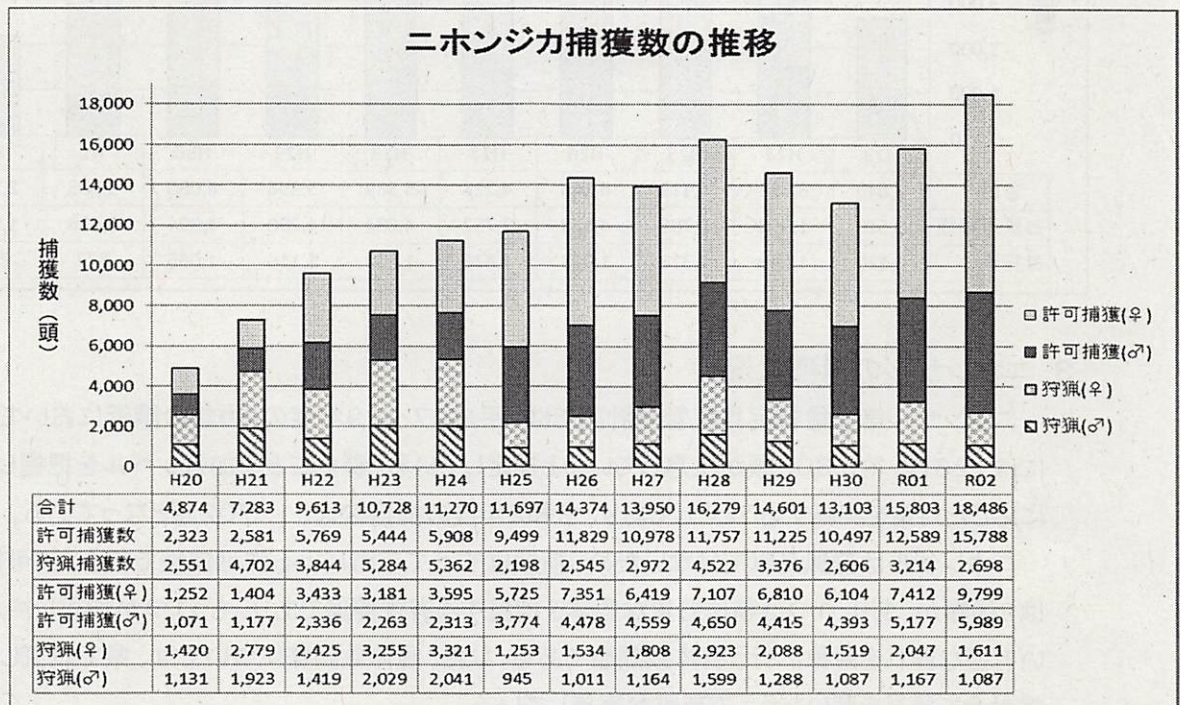
令和2年度有害鳥獣の捕獲状況について

○有害鳥獣の捕獲状況

1. ニホンジカの捕獲状況

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次:H29~R3)では、平成27年度の生息数を71,100頭(中央値;90%信用区間41,700~139,000頭)と推定し、令和5年度末までに半減させることを目指している。生息数を効果的に減らすために計画初期の捕獲目標を高く設定し、その後適宜、捕獲目標を見直すこととしている。令和2年度の捕獲実績は18,486頭となり、これまでもっとも捕獲頭数が多かった平成28年度を上回る捕獲頭数になった。

なお、平成22年度からは森林税を、平成25年度からは国の鳥獣交付金事業を活用し、市町が実施する許可捕獲(有害捕獲)への助成を行い推進しており、平成25年度からは市町での捕獲が困難であり、シカが滞留していると認められる奥山等での捕獲を県で実施している。また、狩猟期間を延長し狩猟の促進を図っている。



○捕獲の区分

- ・許可捕獲・・・有害鳥獣の駆除や個体数調整の目的で許可を得て行う野生鳥獣の捕獲。
- ・狩猟捕獲・・・猟期(11/15~2/15)の捕獲。本県では、平成29年度から、ニホンジカ、イノシシについて、期間を11/1~3/15まで拡張している。

○特定計画の策定状況

- ・ニホンジカ・・・平成28年度(第3次計画期間 H29.4.1~R4.3.31)
- ・イノシシ・・・平成28年度(第2次計画期間 H29.4.1~R4.3.31)
- ・ニホンザル・・・平成30年度(第4次計画期間 H31.4.1~R6.3.31)
- ・カワウ・・・平成29年度(第3次計画期間 H30.4.1~R5.3.31)

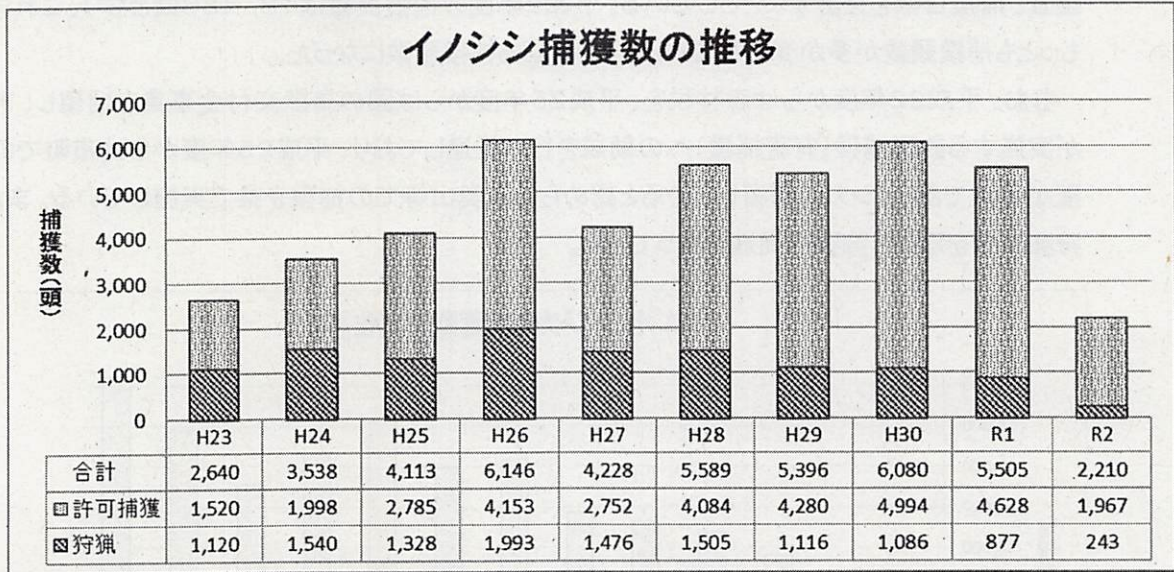
○生息数の調査

- ・ニホンジカ・・・毎年調査し、5年ごとに集計(特定計画策定時)
- ・イノシシ・・・年間変動が大きいため未実施。ハンターによる場所ごとの目撃数を毎年集計
- ・ニホンザル・・・3~4年をかけて群れごとの調査を実施し、5年ごとに集計(特定計画策定時)
- ・カワウ・・・毎年実施(関西広域連合による調査)

2. イノシシの捕獲状況

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画では、1年という短い期間でも個体数の変動が大きく、生息数の推定が現実的に困難であるため、ニホンジカのように生息数の推定や捕獲目標数などの個体数管理の目標は設定していない。令和2年度の捕獲実績は2,210頭となっている。例年より捕獲数が減少しているが、これは豚熱(CSF)の影響により、野生イノシシの生息数が一時的に減少しているためと史料される。

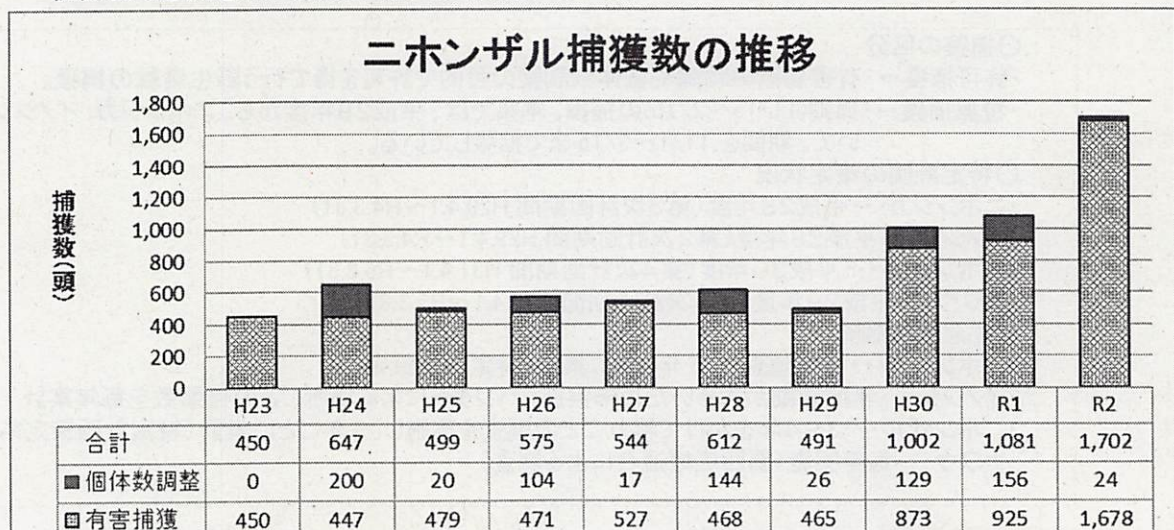
なお、平成25年度から国の鳥獣交付金事業を活用し、市町が実施する許可捕獲(有害捕獲)への助成を行い推進している。また、狩猟期間を延長し狩猟の促進を図っている。



3. ニホンザルの捕獲状況

ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画では、平成27～29年度の3カ年の調査において、本県には126群、約5,300頭が生息していると推定している。群れごとに加害レベルを把握し、それに応じた対策を実施することとしており、令和2年度の捕獲数は、1,702頭となっている。

ニホンザルは狩猟鳥獣ではないため、捕獲はすべて市町による許可捕獲である。許可捕獲には2種類があり、1つは特に悪質な個体を捕獲する有害捕獲であり、もう1つが加害レベルの高い有害な群れを対象に行う個体数調整である。なお、個体数調整については、県で設置している検討会で意見を聴いたうえで市町が実施している。



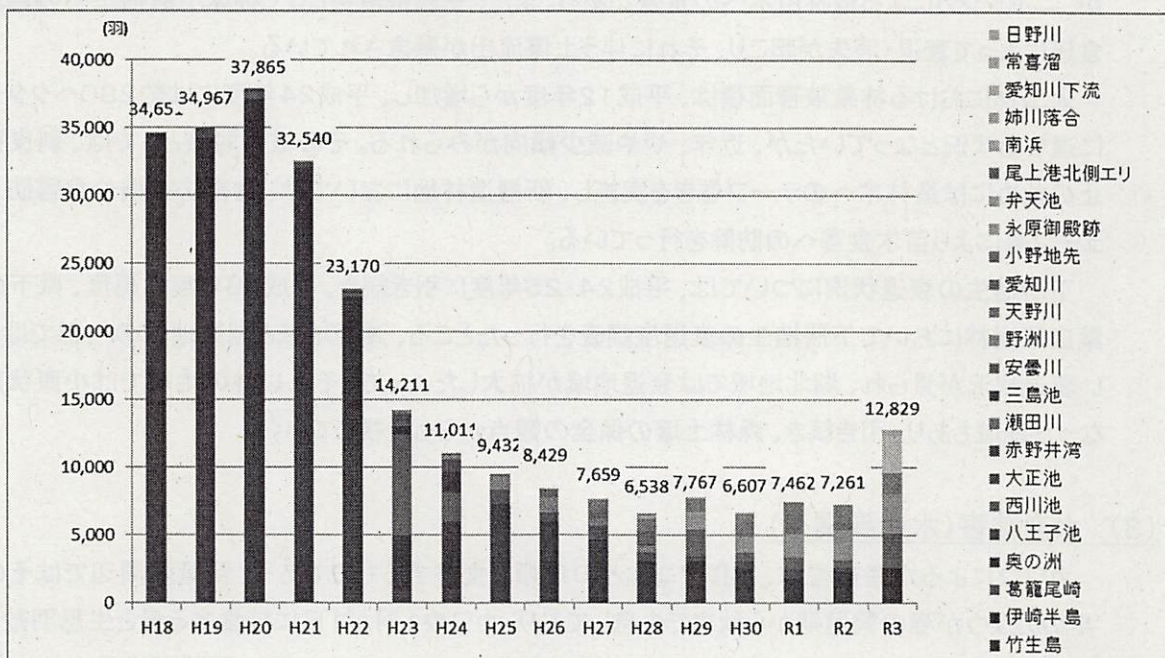
4. カワウの生息数および捕獲状況

カワウ第二種特定鳥獣管理計画では、個体数管理の短期目標として、カワウの利用期間、地形、対応のしやすさなどのコロニー毎の特徴を考慮しながら、4千羽を目標に生息数を速やかに削減することとしており、令和2年度の捕獲数は、5,662羽となっている。

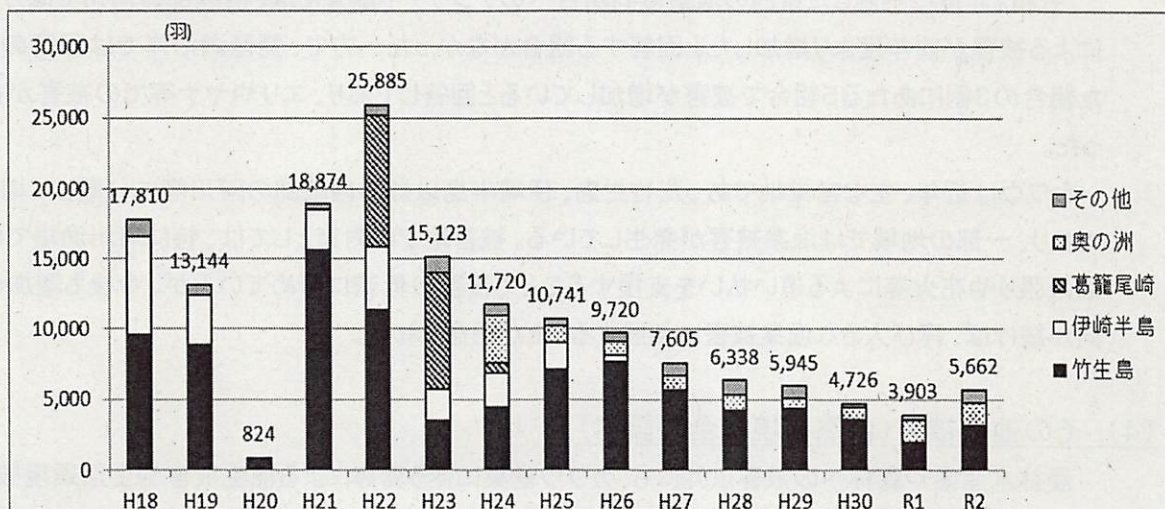
カワウの春期生息数は、平成21年度以前は3万羽を超えていたが、平成21年度以降、営巣状況に合わせて主に県および協議会がエアライフルと散弾銃を使い分け、成鳥を選択して捕獲した結果、令和3年春期には12,829羽となっている。

近年は、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが生成されたりするなどカワウの生息区域が分散化し、県内生息数が増加してきている。

滋賀県春期(5月)カワウ生息数の推移



滋賀県 カワウ捕獲数の推移



1. 有害鳥獣による被害の概要

(1). 農作物被害 (農業経営課調べ)

主な野生獣(イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)による農作物被害については、被害面積、被害量、被害金額ともに減少した。特に被害金額では、平成22年度の432百万円をピークに減少し、令和2年度には61百万円となっている(約1/7に減少)。

侵入防止柵が令和2年度末で2,250kmまで設置されたこと、集落ぐるみによる餌場価値の低減や追い払い対策の実践、野生獣の捕獲事業の強力な推進によって、被害が減少したものと考えている。今後とも、侵入防止柵の設置と維持管理に努めながら、集落での取り組みを支援することとしている。

(2). 森林被害(森林保全課調べ)

森林における被害は、林業被害としてニホンジカおよびツキノワグマによる造林木の剥皮害のほか、ニホンジカによる造林苗木への食害がある。また、生態系被害として林床下層植生への過度な食圧によって衰退・消失が起こり、それに伴う土壌流出が懸念されている。

人工林における林業被害面積は、平成12年度から増加し、平成24年度には約280ヘクタールに達する状況となっていたが、近年、やや減少傾向がみられる。その被害対策としては、剥皮害防止のためには造林木へのテープ巻きを実施し、新植造林地においては、食害防護柵や食害防止チューブ等により苗木食害への防除を行っている。

下層植生の衰退状況については、平成24・25年度に引き続き、平成29年度に再度、県下の落葉広葉樹林において下層植生の衰退度調査を行ったところ、湖西地域と湖東地域の一部では著しい衰退状況が見られ、湖北地域では衰退地域が拡大した。一方、それ以外の地域では小康状態になった地域もあり、引き続き、森林土壌の保全の観点からも注視していく。

(3). 水産被害(水産課調べ)

カワウによる水産被害は、主にアユなどの魚類を食害するものである。琵琶湖周辺ではその大半のカワウが春の繁殖期から秋まで生息しており、カワウ1羽が1日に捕食する量と生息羽数から、年間で約960トンの魚類が捕食されていると推計される。(※令和元年の琵琶湖漁業全体の年間漁獲量は811トン【外来魚を除く】)

令和2年度に実施した県内の漁業協同組合へのアンケート調査では、内陸部の河川ではカワウによる被害が前年度より増加したと回答する組合がなかった一方で、琵琶湖沿岸では回答のあった組合の3割にあたる5組合で被害が増加していると回答しており、エリやヤナ等での被害が多かった。

カワウは近年、主な営巣地であった竹生島、伊崎半島以外の内陸部の河川等に分散して増加しており、一部の地域では漁業被害が発生している。被害地での対策としては、特に河川漁場での防鳥糸張りや花火等による追い払いを支援することで被害の低減に努めているが、今後も増加の傾向が続けば、再び大きな漁業被害に発展することが懸念される。

(4). その他の被害(自然環境保全課調べ)

農林水産業や森林への被害以外にも、カワウ営巣に伴う糞等による植生被害や生活環境被害、ニホンザルの民家侵入などによる生活環境被害、ツキノワグマやイノシシによる人身被害が発生しており、市町や警察等関係機関との連携のもと、被害の低減に向けた鳥獣害対策を推進している。

2. 農作物被害の状況等

滋賀県における主な野生獣による農作物被害状況の推移

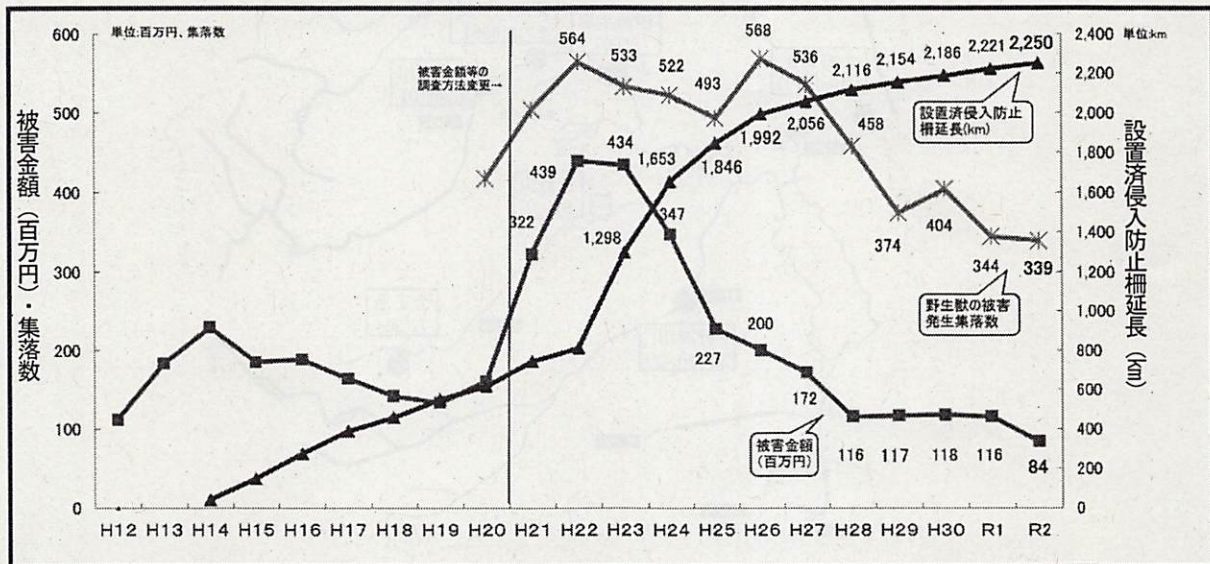
(ha, t, 千円)

種類	区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ	被害面積	223	366	380	295	187	138	117	117	68	91	85	47
	被害量	673	830	966	720	462	558	454	381	317	419	337	163
	被害金額	144,919	164,178	200,522	157,143	92,625	99,361	84,749	67,856	67,632	75,725	69,213	31,982
	構成比	45.0%	37.4%	46.2%	45.3%	40.9%	49.7%	49.4%	58.4%	57.9%	64.1%	59.9%	45.4%
ニホンザル	被害面積	95	153	103	82	60	40	37	31	27	26	19	15
	被害量	367	412	315	289	205	240	199	157	225	187	157	121
	被害金額	77,936	98,725	62,239	64,059	48,812	39,676	34,928	25,567	25,550	22,417	25,104	18,376
	構成比	24.2%	22.5%	14.3%	18.5%	21.5%	19.8%	20.4%	22.0%	21.9%	19.0%	21.7%	26.1%
ニホンジカ	被害面積	231	528	593	272	178	115	84	30	21	21	23	32
	被害量	484	860	809	561	414	339	295	126	103	122	95	69
	被害金額	96,101	169,395	165,945	123,020	82,705	57,663	49,921	20,496	17,727	14,741	16,749	10,924
	構成比	29.8%	38.6%	38.2%	35.5%	36.5%	28.8%	29.1%	17.6%	15.2%	12.5%	14.5%	15.5%
サル・イノシシ・シカ計	被害面積	550	1,047	1,076	648	425	294	239	177	117	138	128	93
	被害量	1,523	2,103	2,091	1,570	1,080	1,137	948	663	644	728	589	353
	被害金額	318,955	432,298	428,705	344,222	224,142	196,700	169,598	113,919	110,909	112,883	111,067	61,283
	構成比	99.0%	98.5%	98.8%	99.3%	98.9%	98.4%	98.9%	98.0%	95.0%	95.5%	96.1%	87.0%
獣害計	被害面積	557	1,057	1,086	654	428	297	240	179	118	139	130	96
	被害量	1,541	2,129	2,113	1,580	1,090	1,153	956	672	687	756	624	385
	被害金額	322,110	438,973	434,101	346,531	226,616	199,898	171,535	116,265	116,734	118,179	115,537	70,473

(県内各自治体調べ、農業経営課集計)

※ その他 鳥類 (カラス、スズメ、サギ等) による被害/R2 被害面積 11ha、被害量 63t、被害金額 13,184千円

野生獣による農作物被害侵入防止柵設置延長の推移



3. 漁業被害の状況等(カワウ)

令和3年春のカワウ生息数 12,829 羽による推定捕食量 ≒ 960 トン

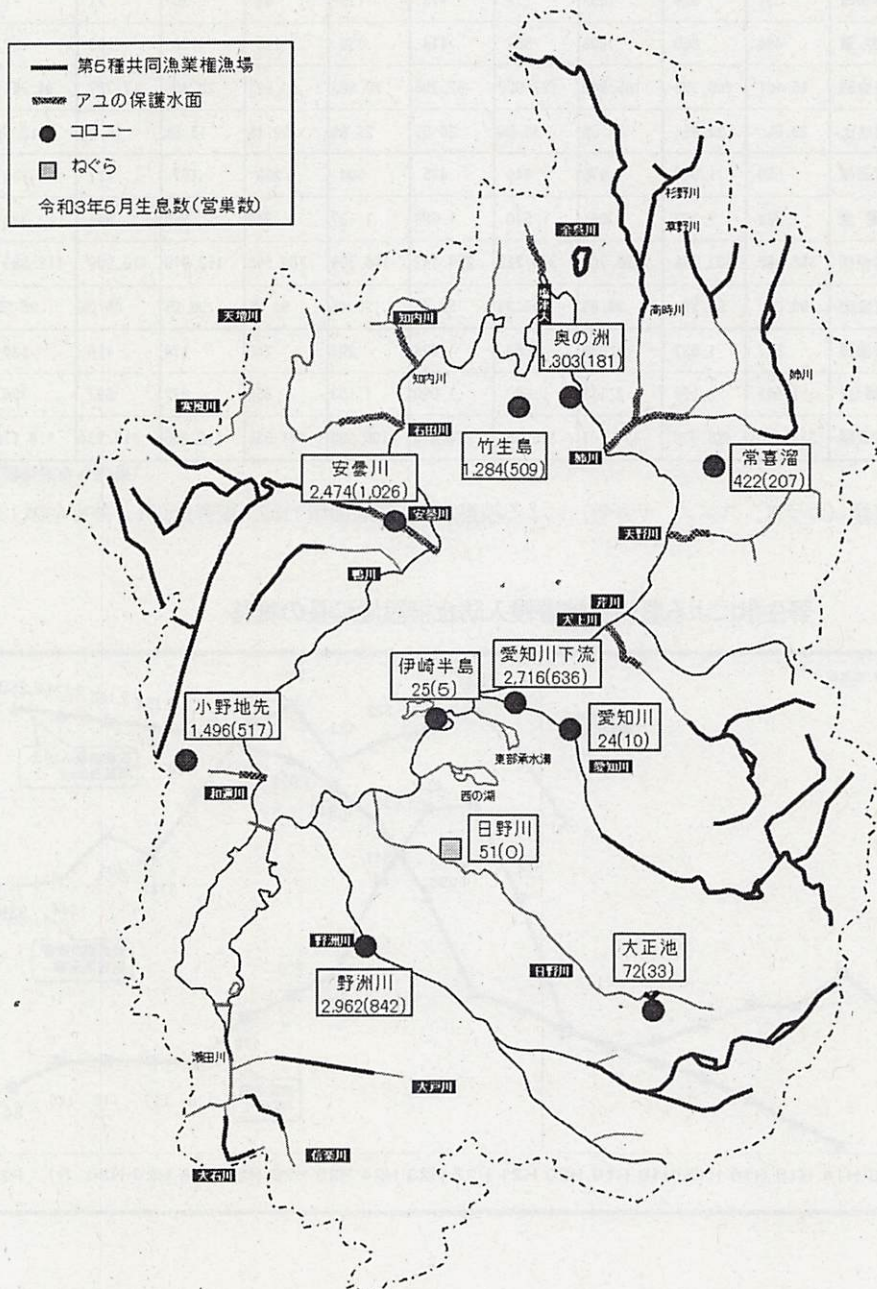
<算出方法>

カワウの生息数×1日当たり捕食量(350g/日)×滞在日数(3~9月:214日)

【参 考】

令和元年の琵琶湖漁業における年間漁獲量(外来種を除く魚類) = 811 トン

カワウ生息状況調査結果(令和3年5月)

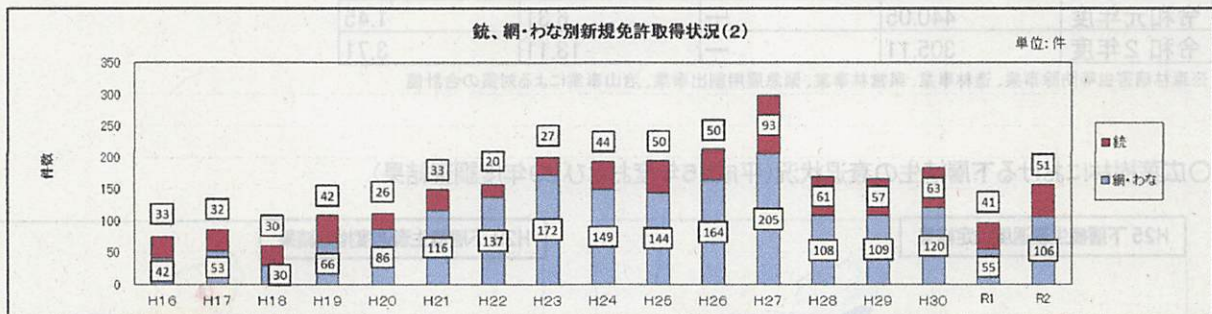
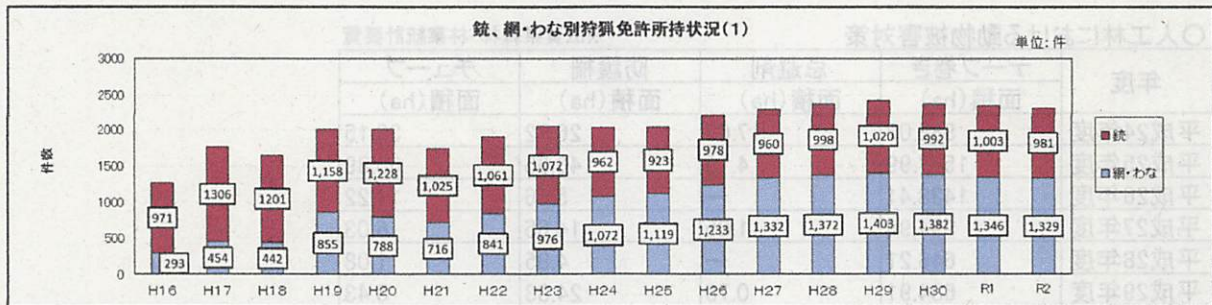


4. 狩猟者の状況

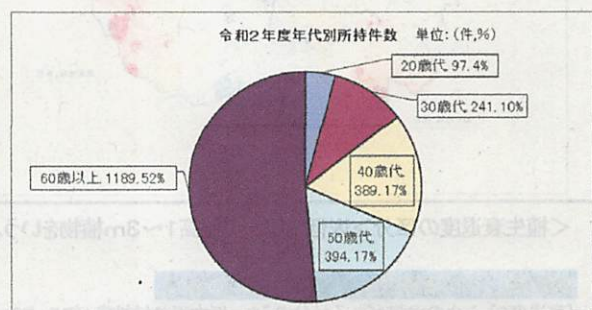
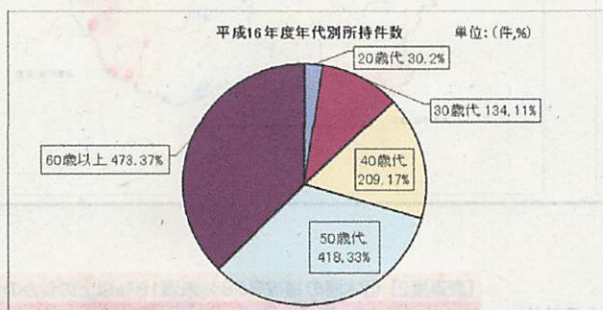
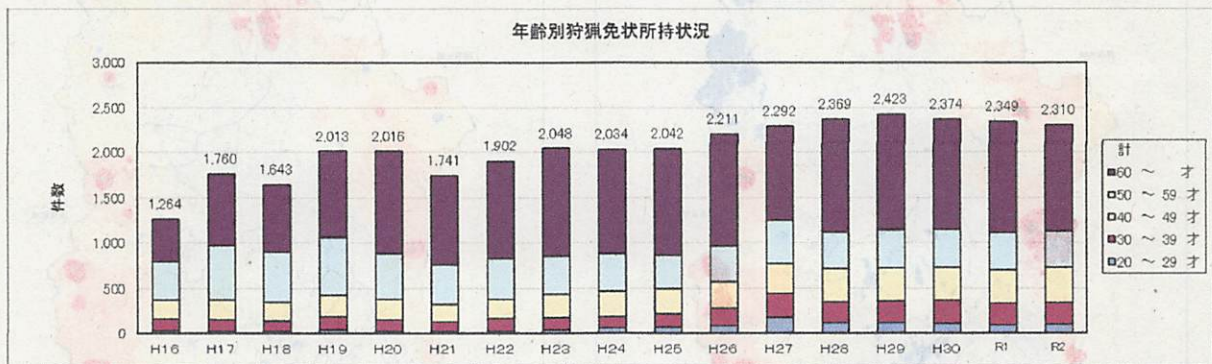
ア 種別別狩猟免許所持状況(H16~R2)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網・わな	293 (42)	454 (53)	442 (30)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銃	-	-	-	386 (3)	300 (1)	146 (5)	65 (6)	68 (3)	65 (8)	68 (9)	77 (10)	75 (6)	69 (2)	70 (8)	70 (5)	71 (3)	69 (9)
わな	-	-	-	469 (63)	488 (85)	570 (111)	776 (131)	908 (169)	1,007 (141)	1,051 (135)	1,156 (154)	1,257 (199)	1,303 (106)	1,333 (101)	1,312 (115)	1,275 (52)	1,260 (97)
銃(第一種)	936 (28)	1,263 (31)	1,176 (28)	1,132 (36)	1,186 (22)	999 (31)	1,029 (16)	1,043 (27)	935 (42)	898 (46)	952 (46)	934 (92)	976 (59)	995 (54)	966 (60)	975 (38)	957 (50)
銃(第二種)	35 (5)	43 (1)	25 (2)	26 (6)	42 (4)	26 (2)	32 (4)	29 (0)	27 (2)	25 (4)	26 (4)	26 (1)	22 (2)	25 (3)	26 (3)	28 (3)	24 (1)
計	1,264 (75)	1,760 (85)	1,643 (60)	2,013 (108)	2,016 (112)	1,741 (149)	1,902 (157)	2,048 (199)	2,034 (193)	2,042 (194)	2,211 (214)	2,292 (298)	2,370 (169)	2,423 (166)	2,374 (183)	2,349 (96)	2,310 (157)

()内は新規取得件数



イ 年齢別狩猟免許所持状況(H16~R2)



5. 森林被害の状況等（主な獣種）

○人工林における被害状況

※滋賀県森林・林業統計要覧

年度	ニホンジカ	イノシシ	カワウ	ツキノワグマ
	実損面積 (ha)	実損面積 (ha)	実損面積 (ha)	実損面積 (ha)
平成24年度	281.31	—	—	12.43
平成25年度	258.00	—	—	6.70
平成26年度	244.55	—	—	6.30
平成27年度	211.38	—	—	11.70
平成28年度	190.14	—	—	6.51
平成29年度	191.97	—	—	6.40
平成30年度	142.56	—	—	7.50
令和元年度	123.89	—	—	8.80
令和2年度	102.51	—	—	11.20

○人工林における動物被害対策

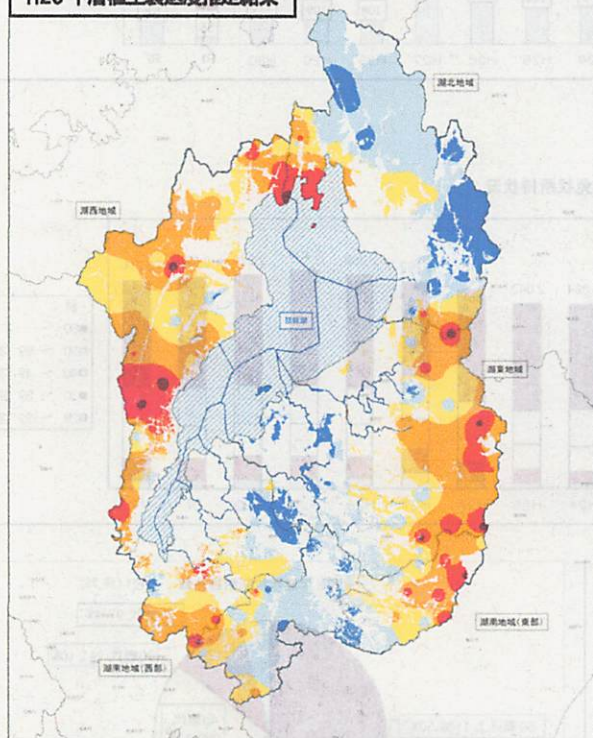
※滋賀県森林・林業統計要覧

年度	テープ巻き	忌避剤	防護柵	チューブ
	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
平成24年度	888.03	17.63	26.72	36.15
平成25年度	1577.99	4.18	46.65	60.89
平成26年度	1438.41	—	5.46	11.22
平成27年度	994.98	1.05	14.65	6.03
平成28年度	646.21	—	4.85	1.08
平成29年度	684.91	0.79	24.33	3.43
平成30年度	821.96	—	12.29	5.26
令和元年度	440.05	—	6.31	1.45
令和2年度	305.11	—	13.11	3.71

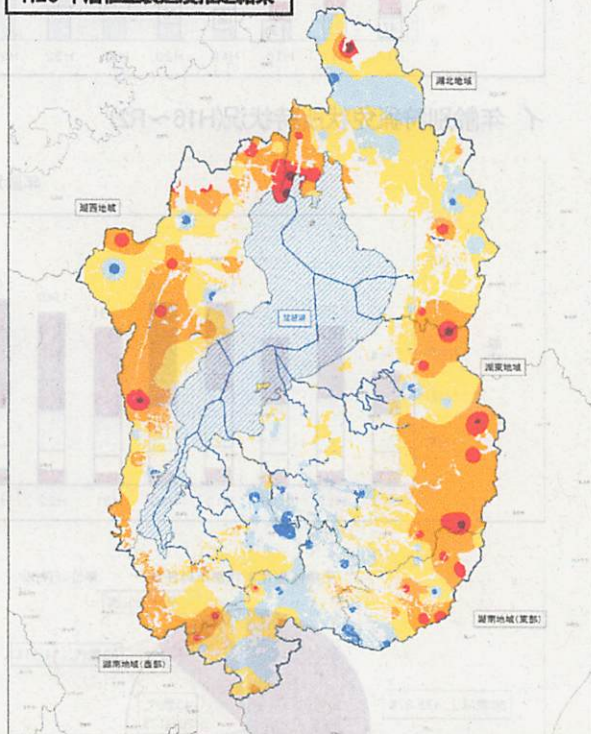
※森林病害虫等防除事業、造林事業、県営林事業、緊急雇用創出事業、治山事業による対策の合計値

○広葉樹林における下層植生の衰退状況(平成25年度および29年度調査結果)

H25 下層植生衰退度推定結果



H29 下層植生衰退度推定結果



<植生衰退度の区分>※低木層とは樹高1~3m植物をいう。

[無被害] シカの食痕が全く確認されなかった林分

[衰退度0] シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が75.5%以上の林分

[衰退度1] 低木層の植被率75.5%未満 38%以上のシカの食痕あり林分

[衰退度2] 低木層の植被率38%未満18%以上のシカの食痕あり林分

[衰退度3] 低木層の植被率18%未満9%以上のシカの食痕あり林分

[衰退度4] 低木層の植被率9%未満のシカの食痕あり林分